

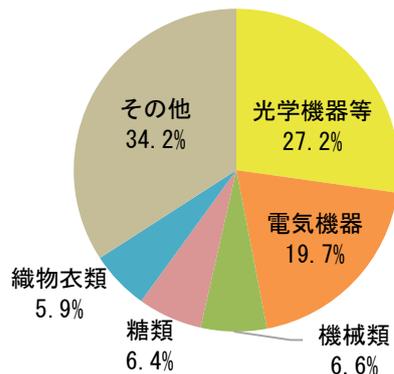
事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

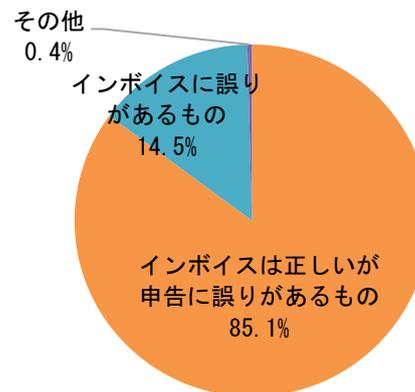
納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、電気機器、機械類、糖類、織物衣類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約65%を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因をしてみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約85%を占めています。

【品目別納付不足税額の割合】



【申告漏れ等が発生した要因】



輸入者が提供した部材の金型費用の申告漏れ〔事例3〕

申告漏れとなる主なものとして、事例3のように、輸入貨物の生産に関して必要な材料等を輸入者が提供した場合について、その提供に要した費用を課税価格に含めていない事例があります。

また、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金を課税価格に含めていない事例も多く発生しています。

非居住者からの委託を受けて輸入される貨物の申告誤り〔事例4〕

本邦に拠点を有しない者（非居住者）が、輸入後にECサイトを通じて販売するため、本邦の輸入者に委託して輸入する貨物は、インボイス価格により課税価格を計算することができない、いわゆる「輸入取引によらない貨物」に該当します。

事例4では、輸出者が作成したインボイスに基づき申告した結果、適正な方法により計算した課税価格（この事例では、販売（予定）価格から輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した価格）との差額が申告漏れとなっていました。

